

第157回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和6年3月18日（月）午前10時00分
- 2 開会の日時 令和6年3月18日（月）午前10時00分
- 3 閉会の日時 令和6年3月18日（月）午前10時58分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 10名 欠席 0名

	氏名	出欠の別		氏名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者（7）	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 原 始禧
 東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 農地担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦
 農地担当係長 藤村 博之 主任 安立 麻以子

7 傍聴者 0名

8 議題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 （2）農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 （3）農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 （4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
 （5）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 （2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について
 （3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 （4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 （5）農地改良届について
 （6）転用事業計画変更承認届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

2番 大森 美也子 6番 奥田 哲也

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第157回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

 本日の議事録署名委員を指名します。

 2番 ^{おおもり}大森 ^{みやこ}美也子 委員、6番 ^{おくだ}奥田 ^{てつや}哲也 委員 をお願いします。

 それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

浦上主査 議案の訂正はありませんが、資料の訂正 及び 差し替えがあります。

 まず、訂正ですが、申請等(2)の東区2番につきまして、申請書の「3. 転用計画」の「(3) 施設の概要」に記入誤りがあり、「畑(普通野菜)」となっていますが、正しくは「柿畑」です。申請者に訂正してもらっていますので、委員さんのほうでも訂正をお願いします。

 次に、差し替えですが、申請等(3)の中区4番につきまして、本日、差し替え資料をお配りしていますので、ご確認ください。以上です。

議 長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。まず、出席の委員さんが関係する案件の17番、19番を審議します。

 (岡本 岩男 委員 退室)

議 長 事務局から説明をお願いします。

浦上主査 3ページ17番、19番は、同時申請のため、併せて説明します。いずれも交換による所有権移転です

 17番、受人は現在、約11.8ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

 19番、受人は現在、約5.7アール耕作しており、非耕作地はありません。

 いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

 以上です。

議 長 17番、19番について、東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進 17番、19番の2件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見と
委 員 なっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。
議長 それでは、申請等（１）の１７番、１９番の２件を許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。
議長 それでは、そのように決定します。

（岡本 岩男 委員 入室）

議長 次に、事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 １ ページ１番、借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約９２アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

２番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

３番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約６６アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

４番、５番は譲受人が同一のため、同時に説明します。いずれも増反による所有権移転です。受人は現在、約３．３ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

６番、増反による所有権移転です。受人は現在、約９アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

７番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 １番から７番までの７件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。

議 長
浦上主査

次に、事務局から東区の説明をお願いします。

1 ページ 8 番、増反による使用貸借権の設定です。期間は令和 6 年 3 月 2 0 日から 1 0 年間です。受人は現在、約 5. 6 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9 番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 0 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 4. 3 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2 ページ 1 1 番、増反（受贈）による所有権移転です。受人は現在、約 1 9. 5 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 2 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 8. 9 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 3 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 8 3 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 4 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 1 4 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 5 番、新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をも問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

1 6 番、前回保留の案件で、新規農による所有権移転です。前回は申請地の一部、田の水稻栽培は取水口がないため困難であること、また、稲作用機械のリース先に疑義があることなどから、営農計画について見直しが必要として保留となったものです。

担当の推進委員さんより、再提出された営農計画で、申請地全筆を畑（普通野菜

及び 栗)として利用することを確認し、また、農業機械の新たなリース先は農業機械を扱っていることも確認できたため、前回の疑義は解消され、受人の営農に対する熱意も感じられることから、計画の実行性に問題はないとの報告がありました。

以上により、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 ページ 18 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 30 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20 番、増反による所有権移転です。受人は現在、約 1 ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21 番、増反(受贈)による所有権移転です。受人は現在、約 96 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係のみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告お願いします。

岡崎推進 17 番、19 番を除く、8 番から 21 番までの 12 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

委員 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等(1)は、17 番、19 番を除く、1 番から 21 番までの 19 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第 4 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 4 ページ 1 番、申請地は、農地の広がり、10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天駐車場です。

申請人は中区祇園の住宅に家族 8 人で居住し、4 台の車両を利用していますが、さらに 2 台の車両を利用することになり駐車場が不足したため、自宅から近い申請人所有の申請地を露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告お願いします。

原 推進 1 番の 1 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっていま
委 員 す。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査 4 ページ 2 番、農地改良目的による一時転用申請です。許可期間は、令和 6 年 3 月 31 日から令和 7 年 3 月 31 日までです。

申請地は農用地区域内の農地で、これまで水田として利用していましたが、柿畑に転換するため、^{げんじぼんだか}現地盤高から最大 120 センチ程度盛り土をし、柿畑として利用しようとするものです。

農用地ですが、農地改良を目的とした一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと考えられることから例外的に許可が可能です。

また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長 東区協議会の協議の様子を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進 2 番の 1 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっていま
委 員 す。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等（2）は、1 番、2 番の 2 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

安立主任 5 ページ 1 番、申請地は、農地の広がり 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は中区藤原で産業廃棄物処理業を営む法人ですが、事業拡大により既存の資材置場では手狭なため、隣接地である申請地を取得し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、3 番は譲受人が同一のため、同時に説明します。

申請地はいずれも農用地であり、転用目的は露天駐車場で賃借権を設定します。永久転用目的の一時転用申請で、期間は許可日から 3 年間です。

受人は中区倉富に営業所を置き、運送業を営む法人ですが、従業員の駐車場が不足しているため、営業所から近く、既存の一時転用中の駐車場と一体利用できる会社の代表取締役及びその兄弟が所有している申請地を賃借し、露天駐車場として転

用しようとするものです。

農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないと考えられることから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和5年9月20日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で賃借権を設定します。現在一時転用中の案件です。

受人は中区江並で建設業を営む法人ですが、資材置場が不足したため、令和3年3月18日付で、農地法第5条一時転用許可を受けています。現在まで露天資材置場として使用していますが、許可期間の満了に伴い引き続き露天資材置場として利用するため永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番から4番までの4件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

浦上主査

5ページ5番、申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地及び農用地区域内の農地で、転用目的は店舗（野菜小売業）で使用賃借権を設定します。

受人は東区瀬戸町下に本店を置き、土木工事業のほか、農業、野菜販売業を営む法人ですが、法人の代表者である渡人は、申請地周辺の所有農地にて、主にビニールハウスを利用したキノコ類などの野菜を栽培しています。この度、法人にて栽培した野菜の販売を計画し、栽培農地に隣接した申請地に店舗（野菜小売業）を建築しようとするものです。

1種農地及び農用地ですが、農産物の販売施設で、農用地利用計画において指定された用途であると認められ、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 5番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（3）は、1番から5番までの5件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。
議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（４）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）を審議します。事務局から説明をお願いします。

安立主任 申請等（４）（所有権の移転）については、東区分で６ページ１番の１件です。
農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。中区の案件はありません。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。以上です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等（４）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）は、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

安立主任 申請等（５）については、７ページ１番から１０ページ１４番までの１４件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は、所有権１３件、所有権及び賃借権１件で、内容をご覧のとおりです。５番については、あっせん等の希望があるため、内容を確認の上、担当の委員さんと協議します。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、１番から１４番までの１４件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

浦上主査 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１１ページ１番から６番までの６件で、転用目的は、貸し露天駐車場１件、露天駐車場２件、住宅用敷地１件、河川管理道路２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１２ページ１番から１３ページ１０番までの１０件で、転用目的は、共同住宅２件、住宅建築１件、分譲住宅地３件、位置指定道路１件、住宅用地１件、宅地造成２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１４ページ１番から１６ページ２番までの２２件です。解約理由は、耕作目的が２０件、転用目的が２件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１７ページ１

番の1件で、内容は農業用通路です。

報告(5)農地改良届については、18ページ1番から5番までの5件です。
内容は、普通野菜畑3件、育苗圃1件、麦畑1件です。

報告(6)転用事業計画変更承認届については、19ページ1番、2番の2件で、住宅用地の造成について、転用事業者を変更するものです。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。
全員 ありません。
議長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地関係申請等は終了します。
事務局 続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。
事務局 第2号議案について資料に従い説明。

○連絡事項

① 委員報酬(年額)の振込みについて

② 第28回岡山市の農業委員会連絡調整会議について

その他 チラシの案内(相続登記の義務化、地域計画)

議長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全員 ありません。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。
最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時58分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員